

平成27年度第3回旭川市男女共同参画審議会 開催結果報告

日時	平成27年12月21日(月) 18:30～20:30
場所	旭川市総合庁舎2階 第2応接室
出席者	委員 12人 青山委員, 浅野委員, 荒川委員, 伊東委員, 大野委員, 鏑木委員, 後藤委員, 佐々木委員, 佐藤委員, 塩尻委員, 羽柴委員, 万年委員 (50音順)
	事務局 4人 赤岡総合政策部長, 高桑男女共同参画担当課長, 尾形, 丸谷
傍聴者	0人
資料1	「あさひかわ男女共同参画基本計画」平成26年度主要事業実施報告書
資料2	平成27年度出前講座・研修等の開催状況実績(H27.12.15現在)
資料3	「あさひかわ男女共同参画基本計画」修正案
(補足)	男女共同参画基本計画中間年見直し(修正案)の前回案からの変更点
資料4	「あさひかわ男女共同参画基本計画」中間年の見直しに対する男女共同参画審議会及び男女共同参画推進団体の意見と市の考え方

会議内容

議題

- (1) 会長・副会長の選出
- (2) 会議の運営について
- (3) あさひかわ男女共同参画基本計画 平成26年度主要事業実施報告書について
- (4) 平成27年度における男女共同参画の普及啓発の取組について
- (5) あさひかわ男女共同参画基本計画中間年の見直しについて
- (6) その他

1 開会

総合政策部長：(挨拶)

この度の第7期の委員就任につきまして、快くお引き受けいただきましたことを、改めてお礼を申し上げます。

旭川市では、平成15年3月に旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例を制定し、この条例に基づきこれまでの12年間、多くの委員の皆様にご尽力をいただきながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

今回、委員12名のうち8名の方には新たに御就任をいただくこととなりましたが、平成29年11月までの2年間、本市の男女共同参画社会の実現に向けていろいろと御審議

をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

男女共同参画に関しましては、国も地方自治体も、それぞれ長年にわたり多くの施策に取り組んでまいりましたが、先月発表された世界各国の男女平等の度合いを指数化した世界経済フォーラムの2015年版「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は調査対象145カ国のうち101位と、依然として社会のさまざまな分野において男女の格差が埋まっていない状況がございます。

このような中、本年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる「女性活躍推進法」が成立しましたが、国の成長戦略や地方創生、少子化問題への対応など、男女共同参画の推進にとって大きな契機を迎えております。

本市も、平成23年度～32年度を計画期間とする「あさひかわ男女共同参画基本計画」各分野の施策に取り組んでいるところでございますが、今後ますますの推進に向け、委員の皆様方から御意見やアドバイスをいただき、市の施策の推進に役立ててまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：（男女共同参画担当課長から事務局の紹介）

・全員の出席であり、旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例施行規則第11条第3項の規定により会議が成立していることを報告。

各委員：（各委員から自己紹介）

事務局：（資料確認）

## 2 議題

### (1) 会長・副会長の選出

（総合政策部長が仮議長として進行し、会長の選出を行った。事務局一任となり、事務局からは、前副会長の大野委員を提案し、了承された。）

会長：（就任挨拶）この度会長に就任させていただくこととなった。1975年は、国際婦人年の年であり、その5年後には、女性差別撤廃条約署名が決定となる。また、1985年は、国連婦人の十年ナイロビ世界会議があり、日本が女子差別撤廃条約を批准した年である。さらに、1995年は世界女性会議北京会議が開催され、介護休業制度の法制化がなされた年でもある。このように女性の地位向上に向けては10年ごとに大きな流れがきている。旭川市においても、特に女性の地位向上に向けてこの審議会での活発な意見交換を通してなされてきている。これから皆さんの御意見をいただきながら、またさらに男女ともに暮らしやすい社会を目指し色々検討できることを嬉しく思っている。

（会長の進行により、副会長の選出を行った。委員の互選により、羽柴委員が推薦され、了承された。）

副会長：（就任挨拶）前回まで同じウィメンズネットのスタッフの1人がこの審議会でも色々勉強させていただいたと常日頃聞いていた。色々勉強不足などあるが皆さんと一緒に勉強していきたいと思っている。

(2) 会議の運営について

事務局：会議は、原則公開、傍聴者は5名程度で先着順とし、会議の開催予定日や議題を市のホームページ等で事前に公表することとしたい。

・会議録は、要点記録方式で、発言者は「会長」「副会長」「委員」とし、事務局で会議録案を作成し、各委員に確認の上、会議録を確定することとしたい。

・また、確定した会議録は、市のホームページ等で公表する。

(事務局からの提案どおりに了承された。)

(3) あさひかわ男女共同参画基本計画平成26年度主要事業実施報告書について

事務局：(資料1「あさひかわ男女共同参画基本計画」平成26年度主要事業実施報告書)について概略説明。)

・前回の審議会委員から、報告書での評価方法について、引き継ぎ事項として預かっていることを報告。

会長：基本計画の魅力というのは、数値目標を設定しながら進捗を確認している点が挙げられる。それを年度ごとに行っているわけだが、前回までの審議会の中の意見として、報告書8ページにある評価の方法について、評価1、評価2とも現在は担当課が自分たちで評価しているが、客観的な評価を設定することも必要なのではないかという意見がだされていた。

・事務局に確認したいのだが、実施報告書については、本日の会議で全て見て意見を出してもらうのか、それとも、次回も引き続き盛り込んで検討していくのか。

事務局：来年度の予算編成時期でもあるので、本日この場でいただける意見についてはいただき、次年度に反映できるものはしていきたいと考えている。また、次回以降の審議会では、女性活躍推進法の関係でお諮りしたいことがでてくると思うが、平行して、その時点で意見があればいただきたいと考える。

会長：それでは、本日はこの報告書を一通り見て意見をいただき、もし何かあれば後日事務局に意見を提出することとしてもよろしいか。

事務局：了解した。

会長：各委員から何か意見はあるか。

委員：32ページのNo.49「保育士等処遇改善臨時特例事業費」について、H26年度で賃金改善が図られ、評価もAで、評価2に対する理由についても「待機児童の削減を図ることができた」となっているにも関わらず、H27年度に事業が廃止となっているのはなぜか。

・35ページNo.62「母子福祉資金等貸付事業」について、H26年度の実施内容として「貸付件数263件」とあるが、課題解決に向けた取組には、「償還対策の強化を行っていく」とある。これは、貸付したけど帰ってこない件数が多いということなのか。また、貸

付については、無利子なのか利息がつくのか知りたい。

事務局：No.49について、平成27年4月より国の「子ども子育て支援新制度」移行に伴い、保育士の処遇改善については、国の施設型給付費の中に含まれ予算化されている。そのため、市の事業としては、施設型給付を実施している「子どものための教育・保育給付費」へ移行し、「保育士等処遇改善臨時特例事業費」は廃止となった。国の予算も増えているため、処遇改善は継続して図られていることになる。

・No.62について、滞納件数については、S57年度事業開始以来780件となる。滞納理由としては、仕事を辞めて収入が減った、病気で働けなくなったなど。利息は一部年1.5%だが、ほとんどが無利子での貸付となっている。

委員：事業評価については、評価1なら4段階あるが、それぞれどういった観点でそれをつけているかが分かりにくい。評価軸については、修正して次年度以降に生かしていくことは可能なのか。例えば、各担当課での評価ではなく、男女共同参画担当課で評価軸を設定するなど。

事務局：現在の評価においても、評価2については、男女共同参画の施策の推進に対する効果なので、疑問点等がある場合は、男女共同参画担当課として、事業担当課と協議することもある。

委員：報告書を見ると、事業としての成果は小さくても、男女共同参画の推進については必要となる事業もあると思う。ただ、その場合、成果にDをつけてしまうと、施策として有効なのかという意見も出てくるのではないかと思う。そういった事業をどうやって積極的に評価するかも大事なことだと思う。

事務局：評価1については、事業そのものについての評価であるが、この主要事業実施報告書で肝要となるのは、評価2についてだと考える。そのため、総合政策部も一定程度参画しながら評価していくのがいいのかと思うが、システムのどのようにしていくかは課題となる。

委員：この評価は、何か数値を基にして決まるのではなく、主観的な評価ということか。

事務局：事業によっては、数値的に見て決められるものもあると思うが、ほとんどは担当課で自己評価している。

委員：各担当課の主観的な評価なので、男女共同参画の視点から乖離するのではないかと感じた。

委員：No.62「母子福祉資金等貸付事業」の課題の償還率の低さというのは、女性の自立に向けては効果としてまだ実っていないということなのだと思う。それであれば、

償還率を高めるということより、なぜ償還率が上がらないの理由を付け加えると分かりやすい。

・また、No.16「男女共同参画苦情処理委員の設置」については、以前から相談がないが、必要な事業である。しかしながら、評価が低いので、何か違う言葉で必要性を補足したほうが分かりやすいのではないかと思う。

委員：No.62「母子福祉資金等貸付事業」については、母子家庭等の方の自立支援が目的だと思う。課題解決に向けた取組は、償還対策の強化ではなく、母子家庭等の方の自立をどのように強化していくのかということが重要なのではないかと思う。

・評価について、評価1は事業を行ったということでAというのは分かるが、効果について評価していくというのは自分たちでは難しいと思う。自分たちの評価と、部外の人が見たらどう思うか、市民の感覚で見たらどう思うかという、何らかの評価軸を作るといいのではないかと思う。

事務局：この事業は特別会計で、収支のバランスを取りながら実施しているというのが一方にあり、貸付事業については、赤字が多くなってくると事業の継続が厳しくなってくるというところで、課題がその点に重きを置いてしまっているのかもしれない。

・No.65「母子家庭等自室支援給付金事業の実施」は、母子家庭等の方々の資格取得などを支援する事業であり、こういった事業を強化していくことで自立に繋げていくことができるのかと思う。

会長：他に意見はあるか。

委員：事業数が多く総花的に感じる。全体的に実施しているという見え方は良いが、No.87「がん検診事業」など、本当にここに入れる必要があるのかなと思う事業もあり、審議する我々もポイントを絞り切れていないところがあるので、事業数を絞ってもいいのかと思う。

・本当に力を入れたいところかどうかが見えづらくなってしまっている。対前年に比べだいたい予算が上がっており、それはよいのだが、メリハリがないように思える。その点も審議会の権限としてどこまでの役割があるかわからないが、細かく見ていったほうがいいのかどうなのか教えて欲しい。

事務局：御意見については、お気づきの点があれば、各委員が感じるとおりに自由に述べていただければと思う。その御意見に対し、実際にできることとできないことがあるが、できるものは少しでも反映し、男女共同参画社会の実現に向けて前進できればいいと考えている。

・男女共同参画は、老若男女全ての人生に関わることなので、どうしても広がってしまうが、それをもっと直接的に関わるものだけに絞った方がいいのかは、様々な関連性や関連の深さもあり、難しい面もある。

委員：例えば一つの事業について、見直した方がいいとなったときに、予算的な措置

は可能なのか。また、施策について、我々の方でこういう事業はどうかという提案をした場合、予算に反映できるのか。

事務局：予算は厳しいが、可能なものは予算化していくようにしている。昨年いただいた御意見の中では、リーフレットの作成について、今年度予算化をしている。

・特に、男女共同参画担当が実施している事業については反映しやすいかと思う。他の部局施策への御意見についても、各部局との話し合いの中で、反映してもらうように伝えたりもしている。

・一方で、予算に反映するというのは、財源の問題もあるので、全体の予算と調整しながら進めている。

会長：可能なものは予算に反映いただけるということなので、この場では、積極的かつ自由に御発言いただき、皆さんで確認・検討していくことが大事なのかと思う。

・その他何かあるか。

委員：37ページNo.69「あさひかわ労政だよりの発行」については、年3回発行しているということだが、なかなか見かけることがない。また、No.68「情報提供等（旭川市労働基本調査報告書の発行）」については、アンケート結果を施策に反映していくことが大切だと思うので、今後も継続してほしい。No.71「中小企業振興資金融資事業（労働環境整備資金）」については、評価がBなので、男女共同参画にあまり関係がないと担当課は感じているのか。これもあまり組み込む必要はないのではないか。No.72「社会的な貢献度を評価する入札契約制度」については、男女共同参画の推進を評価項目に入れているということで、予算もかけずにできることなので、こういった事業を評価していった方がいいのではないかと思うが、意外と評価が低いのは何故なのか気になった。No.73「相談体制の整備」についても、市の内部のセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口ということだが、同じように評価が低いのが気になった。

※No.69「あさひかわ労政だよりの発行」：配布先は、市内の中小企業団体、商工会議所、市有施60か所に配付、設置している。

No.71「中小企業振興資金融資事業（労働環境整備資金）」：育児休業制度等の導入など労働環境の整備等に資金を必要とする中小企業者等を対象とした融資になっている。

委員：No.31「附属機関等への女性の登用促進」、No.32「私的諮問機関への女性の登用促進」については、女性の社会参加を促すためにも、リザーブシートのような積極的なアクションが必要だと考えるが、可能か。

事務局：私的諮問機関で女性比率が下がっているのは、地域自治を推進する中で、市内14地区で設置しているまちづくり推進協議会が原因の一つ。市民委員会、商工会議所、学校の校長、農業団体など地域を代表した多様なメンバーで構成しているおり、女性の比率が少なくなってしまう。

委員：地域団体の代表は9割が男性ということもあるので、女性団体の方に積極的に参加していただくということはどうか。

事務局：まちづくり推進協議会の構成員に、どこかの団体を外して地域に関連しない女性団体の方にはいっていただくというのは難しい。

委員：私もまちづくり推進協議会に参加しており、私の地区では割と女性が多い方だと思う。要は選び方の問題だと思う。男女共同参画の視点がないと、選ぶ範囲の中に入らない。

- ・女性を積極的に登用するように市の方から呼びかけて欲しい。

事務局：今のまちづくり推進協議会の仕組みを変えなくても、団体の中で役員に女性がいなかったかを確認し、少しずつ広げていくのは可能かと思うので原課に伝える。

委員：ファイターズが実施しているファイターズジュニアという事業があるのだが、それも必ず女子選手を2名以上選ぶという指定枠がある。そういう女性枠を作って女性を登用することによって、多様な意見や感覚が取り入れられるのではないかと思う。

委員：41ページNo.77「ときわ市民ホールの利用支援」について、女性、勤労青少年など多様な市民活動をする施設ではあると思うが、男女共同参画の視点というより、市民参加の視点というように感じる。何を大事にするかが曖昧になるのでは。あえて載せる必要があるのか。

事務局：ときわ市民ホールについては、設置目的が女性、勤労青少年等の活動支援ということにある。以前は女性政策課というセクションが施設内にあり、設置目的に合致していた。その後、男女共同参画推進課に名称が変わったが、設置目的については、そのまま残っている。ただし、設置目的は女性となっているが、事業では、男性対象の料理教室なども実施していたこともあり、男女共同という視点を読み込んでいたと言える。

会長：その他何かあるか。気付いた点があれば、事務局へ提案いただきたい。

(4) 平成27年度における男女共同参画の普及啓発の取組について

事務局：(資料2「平成27年度出前講座・研修等の開催状況実績(H27.12.15現在)」について概略説明。)

- ・この他、平成27年11月3日(火・祝)開催の「男女共同参画に関する模擬議会」について報告。

会長：各委員から何か意見等はあるか。

委員：「旭川市男女共同参画塾inきゃんぱす」については、教育大学しか開催してい

ないようだが，他の大学では開催しないのか。

事務局：今年度は今のところ教育大だけだが，過去には旭川大学でも開催したこともある。

委員：新年度，各大学に働きかけて実施してはどうか。

事務局：今後も働きかけを行っていきたい。大学生に男女共同参画について話をするのは，将来のことを考えていく上でも非常に有意義と感じている。

委員：模擬議会というのは今後も継続していくのか。

事務局：模擬議会後，最終の実行委員会をまだ開催していない段階であり，その場で各委員の意見をお聞きして，今後の方向性を決定したいと考えている。

会長：研修会をこういった内容で開催したらいいという意見があれば，事務局へ提案いただきたい。

(5) あさひかわ男女共同参画基本計画中間年の見直しについて

事務局：(資料3「あさひかわ男女共同参画基本計画」修正案，補足資料「男女共同参画基本計画中間年見直し(修正案)の前回案からの変更点」，資料4「あさひかわ男女共同参画基本計画」中間年の見直しに対する男女共同参画審議会及び男女共同参画推進団体の意見と市の考え方)について概略説明。)

会長：各委員から意見等あるか。

委員：資料4の男女共同参画推進団体からの，市の女性管理職の比率を上げてほしいという意見に対する市の考え方に賛成。

・行政というのは一定のサービスを担保されなければいけないというところで，管理職には女性だから登用するのではなく，能力を持った人が登用されることで，適正な市民サービスが提供されるのだと思う。女性だからではなく，男女問わず，能力を備えた人が管理職になるというのがあるべき姿であると思う。数値目標が先行することを危惧している。

事務局：現状では女性の管理職も少ないが，候補になる女性も少ない状況であり，目標については，ある程度見通して15%と設定している。職員研修として，女性職員向けの研修も昨年度から開始しており，女性職員の意識向上を図り，管理職候補になる人を増やしていくことも必要だと考えている。また，そもそも女性職員が少ないので，職員採用試験で女性の受験者を増やしていくなど，長期的な取組を進めることで，最終的に女性管理職が増えるということにつながるのではないかと考えている。



会長：他の委員から意見等あるか。

委員：留守家庭児童会については、今後数を増やし平成31年度にはニーズに対応できるということだが（資料4意見No.4に対する市の考え方より）、昔からある留守家庭児童会は狭く、人数だけが増えている印象。そういった施設の改善等は考えていないのか。

事務局：現在、待機児童をゼロするという目標を全面に掲げている。既存の施設の改修はほとんど行っていないが、学校に依頼して、各学校の状況に応じて、学校内の空き教室の活用も進めている。また、民間の施設を借りて留守家庭児童会にしている場合もあるが、家賃の負担もあり、なるべく予算をかけない方法で、待機児童ゼロを目指している。

委員：個人的な意見になるが、留守家庭児童会には行くが、スポーツ少年団等への活動の参加が減ってきている傾向にある。少年団で子どもを預かる側、預ける親側それぞれに不安があるが、将来的なスポーツの競技人口を増やしていくためにも、留守家庭児童会と連携が図れば良いと考えている。

事務局：そういった横の連携を図るということは大事であると思う。残念ながら今は縦割りであるが、きっかけが掴めれば、そういった施策も広がるかも知れない。

会長：その他何かあるか。あさひかわ男女共同参画基本計画の中間年見直しの作業はいつぐらいを目処にしているか。

事務局：中間年の見直しは3月までを想定していたが、女性活躍推進法が成立し、法の詳細についての説明が12月上旬にあり、その内容も踏まえるため、平成28年度の上半期での完成を目指している。

・次回の審議会では、今回の案からさらに女性活躍推進法に基づき変更した部分についてお諮りしたいと考えている。（資料3・5ページ数値目標など）

・次回は、3月下旬～4月上旬を予定。

(6) その他

特になし

以上